

経済産業省

20251024保局第2号

発電用水力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年11月19日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

発電用水力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用水力設備の技術基準の解釈（20160511商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年11月19日から施行する。

発電用水力設備の技術基準の解釈（２０１６０５１１商局第３号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 〕

改正後	改正前
（水路のコンクリート以外の使用材料） 第２３条 （略） ２ （略） ３ 第１項において、樹脂管を使用する場合にあっては、以下のものがある。 日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2023)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.1」	（水路のコンクリート以外の使用材料） 第２３条 （略） ２ （略） ３ 第１項において、樹脂管を使用する場合にあっては、以下のものがある。 日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2017)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.1」
（管胴本体の許容応力） 第３３条 （略） ２～４ （略） ５ 第１項において、樹脂管を使用する場合にあっては、日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2023)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.2」によるものとする。 ６ （略）	（管胴本体の許容応力） 第３３条 （略） ２～４ （略） ５ 第１項において、樹脂管を使用する場合にあっては、日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2017)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.2」によるものとする。 ６ （略）